

ロシア難民と国際社会：一九二一年

KANO, Tadashi / 加納, 格

(出版者 / Publisher)

法政大学文学部

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Bulletin of Faculty of Letters, Hosei University / 法政大学文学部紀要

(巻 / Volume)

61

(開始ページ / Start Page)

23

(終了ページ / End Page)

40

(発行年 / Year)

2010-10

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00007064>

ロシア難民と国際社会——一九二二年

加納 格

〔はじめに〕

地域紛争が生み出す難民問題は、現代世界にあつて平和構築の枢要問題となつている。難民とは、各主権国家の権力の間に落ち込んだ人々といふことができよう。国家主権に包摂されないことでこれらの人々は、国家による保護対象の外におかれる。だが、難民は、現代世界に限られるものではない。ハナ・アーレントは、国民国家と関連付けながら、戦間期世界の特徴は多くの難民と無国籍者の出現にあつたと指摘したし〔①三三五〕、第二次大戦下に起こつたユダヤ人ホロコーストは、なによりもそれ以前に発生したユダヤ人難民問題の帰結であつた。

この問題は、国家主権を国民形成と結び付けた国民国家のあり方と切り離すことができない。なぜなら国家主権と排他的領域、単一民族理念を結び付けようとする国民国家は、その方向性のために領域内の少数者を疎外し、彼らのうち頑なに同化を拒む者を領域から排除しがちだからである。「一国の市民たる」と民族の帰属とは不可分であり、「同じ

民族的起源を持つもののみが法律の保護を真に保障される」ことになる

〔①三二八・三二九〕。「ネイションによる国家の征服」といわれるこのプロセスは、第一次世界大戦後諸帝国を解体させたヴェルサイユ体制により全ヨーロッパに広がつたが、それは、また小型の多民族国家の成立であり、構成する民族の一つを国家民族にしたにすぎなかつた。そして領域から排除される少数者が出現するとき、国民国家の少数者問題は国際関係の難民問題と結びつくことになつたのである〔⑨四、⑭〕。

戦間期に難民問題を広範に調査したシン普森は、十七世紀末までは宗教的不寛容、その後は「暴政」からの逃亡が難民を生み出してきたと述べている。そして戦間期にあつては、難民を生み出す原因は「ナショナリズムの暴政」だというのがシン普森の意見である。それは、「国家の神格化」と「政治、社会、宗教すべてで、対立する忠誠の排除」に結果した。移住が繰り返されたヨーロッパで人種的純粹の主張は根柢を保持しないにも拘らず、望ましくない民族集団を排除しようという場合に口実として機能し、難民の「直接原因」となつたのである〔⑭五〕。このように難民の出現は、国民国家理念の特質と第一次世界大戦後主には

中東欧でそれに倣った国家形態が広く採用された点に求められるのである。

本稿は、ヴェルサイユ体制下の世界に出現したロシア難民への国際社会の対応を、成立したばかりの包括的国際組織である国際連盟の動きを中心に明らかにすることを目指している。無論ロシアは単一民族を標榜する国家ではないが、国家のイデオロギー性が反体制派、異論派の集団を排除する点で国民国家による少数者排除と性格を一にしている。その際留意が必要なのは、ロシアに関わるこの時期の問題は、複合的だった点である。

その第一は、ロシア・ソヴィエト体制初期を特徴付ける飢饉問題である。一九一七年革命の原因として食糧問題はつとに指摘されてきたが、十月革命後のポリシエヴィキ権力はこの問題に引き続きあたらねばならなかった(③)。そしてその食糧「汲み出し」政策で疲弊した農村は二〇年の大旱魃によって決定的なダメージを蒙り、ヴォルガ地方では多くの餓死者を出す状況となり、難民問題はロシア国内の飢饉救援と重なり合うことになった(⑥)。

第二にロシア難民問題は、少数者問題と関連していた。周知のように革命は、辺境地域の社会的動揺と分離主義を強め、バルト諸国、フィンランド、ポーランドの独立、ベッサラビアの分離を結果した。これらの新国家の形成は、旧ロシア帝国内に居住したそれぞれの所属民の帰国を促したが(帰国難民)、それと同時に所属民以外の住民の少数民族化をも結果した。国際連盟は、新国家形成に伴い、少数者条約締結をその加盟条件としたが、ロシア帝国解体から形成された新国家は、「ロシア人

少数者」を域内に抱え込むことになった(⑨)。

そして第三が政治的意味の難民である。革命と内戦は大量の住民を国外に押し出し、彼らは隣接地域・諸国へと流出した。それらの地域の多くは、敗戦で混乱にあるトルコ、旧オーストリア帝国とロシア帝国から形成された新国家であり、国家形成期、あるいは再建期にある諸国にはこれらの者たちをどう処遇するかが大きな問題となった。無論これ以前にも戦争・内乱による住民の国外脱出は歴史上多く生起してきたが、国民管理が強化された時代の住民の大量国外脱出は初めての状況であった。大戦終結と共に到来した国民国家の時代は、同時に難民問題の出来を意味し、これは「歴史上先例をもたない通例でない独特の現象」といわれるのである(⑭七二)。

以上のようにロシア難民問題は、「ロシア問題」と呼んでもいいような戦争と革命そして飢饉が招来した複合的問題として存在した。本稿では、紙幅の関係でこのうち殊に第三の問題を、時期的には一九二一年秋までに限定して扱う。

ロシア難民への関心は、ソ連解体後とみに強まった新しいテーマである。先駆的業績として碩学ラエフの『在外ロシア』があるが、これは、副題にあるようにロシア亡命者の文化史的叙述である(⑪)。本稿の目的とする国際社会の難民対応に絞ると既成研究はそれほど多くはない。その中でスクランは、国際連盟の難民救援体制形成をロシア難民問題から扱っている(⑫)。ロシアでは一九一七年革命研究の新しい傾向として難民・亡命者問題へのアプローチが為されている。その中で国際社会の対応という点で貴重な仕事を行っているのは、ボチャロヴァで、その

仕事は、ロシア内アルヒーフ資料の丹念な渉猟に基づいている(17)、(18)。日本の研究では、主な関心は亡命者の思想、アジア部の難民・亡命者に向けられていて、貴重な成果を生んでいるが、ヨーロッパ部の難民に関わる仕事は少ない。その中で文化史からはヨーロッパ部に関して諫早勇一の仕事がある(2)。

本稿では第一章で前提として難民規模に関して考察し、第二章、第三章で難民への国際社会の対応を見ることにする。国際社会とは設立された国際連盟、非政府国際援助団体、主権国家によって構成される社会であり、これらのアクターが主権国家の間に落ちた人々＝難民に対応したかが問題とされるのである。

「I」ロシア難民の出現とその規模

ロシア難民形成の要因として挙げられるのは、第一次世界大戦、一九一七年の二月革命・十月革命、内戦と帝国解体による領土変更である。そしてさらにソヴィエト政権による二二年の知識人追放、二九年以降の農業集団化政策も多くの者の出国を促した。したがって流出期間は短いものではないが、国際社会がロシア難民の存在に関心を向けたのは、ロシア・ヨーロッパ部の内戦が終結した一九二二年であった。

一九一九年秋から冬に内戦は、「転換点」を迎えた。ペトログラードに迫ったユデニツチの北西軍がトロツキー指揮の赤軍によって駆逐され、南からオリヨルを占領したロシア南部軍事勢力も赤軍の反撃で後退した(10)一九四・二一五)。またシベリアではコルチャーク軍が東へ後

退した(7)五一六)。以降白軍は後退を続け、ロシア領からの「撤退」が作戦されることとなった。二〇年一月のオデッサを皮切りに、二月には北部のアルハンゲリスクから、三月には南部のノヴォロシイスクから白軍勢力が撤退した。そしてソヴィエト＝ポーランド戦争終結後二〇年十一月にはヴランゲリ軍がクリミア半島を脱出し、翌年三月、クロンシュタット反乱敗北で反乱者はフィンランドに逃れた(24)五〇三)。三年弱に渡り、紆余を経た内戦は、極東地域を除いてここにほぼ終結した。この間にヨーロッパ部ではエストニア、リトアニア、ラトヴィア、フィンランド、ポーランドとの間で、またアジア部でもペルシャ、アフガニスタンとの間で国境線画定条約が締結され、帝国領土は解体し、新領域が確定した。北、西、南、東へ向かつて行われた白軍勢力の撤退、赤軍のウクライナ占領、そして領土の分割によって旧ロシア帝国の国境線内外に難民が生まれることになったのである(24)四八八・四九一、(10)一九四・二一五)。

この長期の混乱で国外に出た人々は、どれほどの数に上ったのだろうか。

一括してロシア難民と呼ばれたが、実際の民族・エスニシティは多様であった人々の数を確定するのは、実は困難な作業である。なぜなら新主権国家にとっても、ヨーロッパの従来の国家にとってもこれは、初めての事態であり、事態が流動的なこともあって、状況把握は容易ではなかったからである。また調査が難民の流出した多くの周辺国すべてをカバーしきれないということも起こった。このために現在においても当時行われた調査により推計する方法しか残されていない。当時の調査では

最少は七十万人、最大は三百万人とはばらつきがあるが、こうした曖昧さは、一つは戦時捕虜の存在が原因である。戦時捕虜の帰国は、大戦終結により国際社会、とりわけ国際連盟の課題となったが、どれだけの捕虜が帰国を希望し、実際に帰国したかを調査するのは困難だったからである。^①

こうした条件にあつて表1はシンプソンの示したロシア難民数である。それによれば米赤十字の調査は、二〇年十一月一日時点で一九六万名の難民を報告している。これは米赤十字が行った救援活動に基づいて推計されたものである。表に見るように、その半数以上をポーランド、1/4強をドイツ在留難民が占めている。地理的にここには大戦時とポーランド・ソヴィエト戦争の捕虜が含まれていると考えられる。他方、不自然なことにウクライナで猖獗を極めたボグロムを逃れて多くのユダヤ人が流出していたルーマニアの難民数が、ゼロとされている。同じくイジモフの調査結果も、不自然な点が目に付く。六三・五万―七五・五万人と米赤十字の約1/3としたこの調査は、二一年当時コンスタンチノーブルに設立された難民救援のためのボプリンスキー事務所の資料がブラハのロシア文書館に所蔵され、それに修正を加えたとされるものである。しかし、ここではオデッサから脱出した旧ヴランゲリ軍所属の多くの将兵が收容されたレムノス島の難民がゼロとされている。つまり内戦末期に南部から脱出したものは難民として扱われていないことになった。また多くの難民がポーランド、トルコを経由してヨーロッパに向かったとされるので、フランスの六万人という難民数も、いかにも過小である。イジモフの推計の過小さを示しているのが表2である。これ

は、国際連盟第六回総会で行われたパスポート制度討議の資料に付された難民数である。ドイツ、フランスのそれぞれ四〇万人が最大であるが、各国に散らばった難民数は、一九二六年でも一一三万人に達していたのである(⑭八二、⑳四九・五一)。

では二〇年代初めのロシア難民数をどう把握したらいいだろうか。ロシア・ソ連期の人口を統計資料から明らかにしたポリヤコフの仕事によると、米赤十字の報告に含まれていたポーランド居留の戦時捕虜は、一八年以降順次帰国し、二〇年時点の残留者は七二万人もしくは六五万人とされる。さらにドイツからの帰国者を除き、陸路脱出のルーマニア、リトアニア、海路脱出のブルガリア、南部軍事勢力の海軍が逃れた北アフリカ・チュニスの難民を加えると、一八五万人となる。また米赤十字調査以降に新ロシア、クリミアからの軍人、民間人の脱出が本格化した。二〇年秋にはトルコの難民数は登録者で二二万五千人に達することになった。これらの難民を加えたのが表3である。ここに見るように中国に在留する難民を加えると約二百万人の人々が難民としてロシア領外にあることになる。中国の難民数は、沿海州からの白軍撤退が一九二二年秋なのでさらに以降増加する。一九二二年のロシア・ソヴィエト社会主義共和国連邦の人口は、一億百万人とされるので、この難民数は人口の約二%にあたる(㉑一四一・一四二)。

この多数の難民の政治的・思想的傾向と社会・経済状態は様々であった。長期にわたる混乱、ポリシェヴィキ単独の権力掌握は、多くの政治思想潮流を国外に追い立て、戦時共産主義は広い社会層に祖国を捨てさせたからである。政治・思想は君主派から左右の自由主義者、メンシエ

ヴィキ、エスエルら社会主義者まで多様であった。また旧臨時政府閣僚が含まれるとともに白軍指導部もいた。社会出自は、ロシア社会をそのまま国外に移したといわれるほどに多様であったが、出国先での職業は、工場労働者・職人二三％、農民四一％、肉体労働にあたる知識層三一％、知識特殊労働五％であったといわれる（24五〇三・五〇五）。

このように小国の住民数をはるかに越える大量で、多様な構成を持つ難民が各国に分散した。これが、当該政府にとっては重大な問題となったことは想像に難くない。こうしてロシア難民問題は国際政治の課題となつて現れた。そしてそれは、ロシア飢餓を原因とする東欧の疫病拡大、ロシアへの飢餓救援、各国の少数者保護問題と関連しながら対応を国際社会に迫ることになったのである。

〔Ⅱ〕 国際社会の反響

出現した大規模な難民に国際社会はどう対応しただろうか。

最も早期に反応したのは、非政府組織であった。二二年二月半ばに国際赤十字委員会は、ロシア難民問題検討のための非公式会合を召集した。出席したのは、国際赤十字委員会のほかに国際労働機構、児童救援国際同盟、「セーヴ・チルドレン」基金、国際赤十字同盟、ロシア救援協会（旧ロシア赤十字）の五組織で国際連盟事務局がオブザーヴァーとして出席した（151921Ⅲ・Ⅳ二二一・二二九）。

会合の作成した覚書は、問題の重要性を次のように述べている。「八十万人以上のロシア人難民」が、全ヨーロッパ国家、特にバルト諸国、

ポーランド、トルコ、ブルガリア、ユーゴスラヴィアに散らばっており、その多くが生存手段を持っていない状況にある。中でも適切な教育手段を欠いた若者は、成長して「明日のヨーロッパの無用の有害分子となる危険」がある。問題の緊急性をこのように指摘した上で、覚書は、既に行われてきた個別政府・組織による救援を不十分とし、国際連盟が高等弁務官を任命し、救援活動を集中するべきだと提案した。設立間もない国際連盟だが、戦時捕虜の帰国で既に大きな成果を挙げていたので、難民問題に集中的に当たるのは、国際連盟をおいてないというのがその意見であった。ここで高等弁務官の職務と想定されたのは、次の三点である。

- ① ロシア難民の法的地位の確立。
- ② 在住が保障される国での雇用の組織化。ロシア帰国の組織化。
- ③ すべての救援活動の国際連盟への集中。

覚書は、国際法によって認められた法的組織に保護されない八十万人が二十世紀のヨーロッパに存在することは考えられないと難民問題への国際対応を理由付けた。覚書は、二月二十日に、赤十字国際委員会議長グスタフ・アドルの書簡とともに、国際連盟理事会に提出された。

国際連盟は、これを受けて三月一日に連盟加盟諸国に事務総長ジェイムズ・ドルモンド名の書簡を送り、一六日には事務総長覚書を公表して対応を明らかにした。そこでは国際連盟のロシア難民問題への全面関与は難しいが、一定範囲の援助は可能とし、国際赤十字委員会の示した救援の三点については次のように述べられていた。第一点は、原則的には難民の在留する諸国政府の問題であるが、国際的調整と協力が意義を

持っており、希望により国際連盟がその処理にあたる。第二点の帰国は、ソヴィエト政府との交渉が難しい状況なので移送に関わるのは不可能だが、雇用については情報獲得に努める。² 第三点の難民援助は、強力な国際組織の統合によってなされるのが最善であり、まずは赤十字同盟と国際赤十字委員会の合同が必要である。難点は財政問題で、加盟諸国にこれ以上の負担増大を求めるのは不可能であるとした。この上で国際協力がどの程度望ましいか、国際連盟の果たす役割はいかほどかについて各国政府に意見が求められた(15)1921Ⅲ・Ⅳ(二二一・二二九)。

こうしてロシア難民問題は、国際社会の関心となった。第一点の法的地位問題は、当時難民の定義が存在しなかった点に関わっている。国民国家モデルに基づく主権国家による国家間関係が国際関係の基盤である中で難民という存在には規定を与えようがなかったのである。³ しかし、分類不可能なきわめて多数の人々が存在することにヨーロッパ社会の危機意識は、強いものがあつたと考えられる。

事務総長書簡への回答は、四月から六月にかけて三つの国際組織と一三の国家から寄せられた。これ以外に連盟理事會に難民の八組織・個人から書簡が届いた。⁴ いずれも六月下旬に予定されていた理事會合での検討を求めるものである。難民からは次のような要望が出された。

旧臨時政府関係者、ゼムストヴォ活動家らから組織されたパリのゼムストヴォ・都市自治体救援委員会からは元首相ゲー・リヴォフの書簡が送られた。リヴォフは、「二百万人以上」のロシア人が国外に避難所を求め、ヨーロッパ、アメリカ、極東(日本、中国)に難民として在住している。彼らの帰国は飢饉とあらゆる迫害の危険のために「長期」にわ

たつて不可能となつていと状況を説明した。そしてゼムストヴォの日露戦争以来内戦までの難民救援活動、人道活動の実績を挙げて、国際連盟による救援活動の統一とそれを担う人物の任命、その組織への難民の参加を求めた。ゼムストヴォ・都市自治体連合は、「時が来たときロシアへ道徳的・知的な力を維持して戻る」ために難民の「健康、文化、労働」を保持する必要があるあり、「国際的公正の理念」を体现する国際連盟に期待が寄せられるのである(15)1921Ⅶ・Ⅷ(四八五・五〇九、22)一六・一七)。もう一つ同じくゼムストヴォ組織からは理事會開催直前に、臨時政府期にモスクワ市長であつたエヌ・イー・アストロフ、その妻で社会活動家であつたエヌ・ヴェー・パーニナ、ロシア赤十字代表ゲー・ロジゲンスキーの意見書が出された。主旨は国際連盟による難民救援中央組織の設置を求めるものだが、ここでははっきりと難民帰国への反対が述べられている。帰国は国を捨てて避難所を求めた人々に対する強制であつてはならず、それを行うことは帰国者を報復的権力の「デスポチズム」に委ねることを意味する。ソヴィエト政府に慈悲を当てることはできない。たとえ中央で決定されても、地方のチェカ組織の専横的権力と不服従は、中央当局による約束、保障をゼロにするからである(25)八)。

白軍南部軍事勢力総司令官であつたピョートル・ヴランゲリからはコスタンチノープル難民の救援について覚書が寄せられた。ヴランゲリは、出国後当初は諸国に反ボリシェヴィキ軍事干渉の必要を訴えたが、連合軍の説得で武装解除にに応じていた。しかし、三月にはクロンシュエッタット反乱を「ヨーロッパを赤の圧制から守るため」の戦いと位置付け

て救援を訴える電報を連盟理事会に送り、反ポリシェヴィズムを国際世論に積極的に訴える活動を行ってきた(15)1921.V(二七九)。この覚書ではヴランゲリは、フランス政府による部隊のソヴィエト・ロシアへの帰国措置とブラジル移住事業に強い抗議を行った。「ソヴィエトの指導者は、…もし機会があれば：敵に加わるものを一掃したいという願いで動いて」おり、「目的のためには手段を選ばない権力による」「恩赦のいかなる約束にも信頼が置かれるべきではない」。また南米の気候は、ヨーロッパ北部出身者には厳しく、労働条件は「白い奴隷」になる類であるのに仏政府は、こうした点を明らかにしないで移住を進めている。ヴランゲリは、ヨーロッパ、殊にバルカン諸国への移住と生活建設に国際連盟の資金拠出を求めた。その費用見積もりは半年で四五〇万ドルであった(15)1921.VII・VIII(一〇一)。

これらの主張は、ポリシェヴィキ体制への強い不信を特徴とするが、国際連盟の積極的介入と援助を求める点と、ソヴィエト・ロシアへの帰国拒否では一致し、連盟の下に高等弁務官を設置するという提案にも同意している。問題はその組織化で、難民の組織への参加が重視された。では、難民問題は各主権国家にどう認識されていたのだろうか。

回答を寄せた各国政府の内難民は存在しないとした南アフリカ政府を除けばほかの政府は難民問題に国際連携をとること、そのために難民担当の高等弁務官制度を導入することに賛同した。ロシア難民にもっとも関わりの深いフランスは、効果的なのは国際連盟が難民救援を組織することであり、それによって「文明的諸国民」の支持が得られ、「私的な政治目的」でないことを示すことになると述べている(15)1921.VII・VIII

八八)。しかし、国際連携には賛成しながらも各国の事情は複雑であった。敗戦国であるとともに多くの難民を在留させていたドイツは、自国民の雇用すら調整できない状態でロシア人移住者に雇用を与える公的政策は不可能であり、民間国際組織の確立を共感を持って見守ると回答した(15)1921.VII・VIII(八九)。戦後不況を経験していたスウェーデン政府は、高い失業率に加えて旧ロシア帝国からスウェーデン人が帰国している状況でロシア難民の受け入れはたとえ少数であっても不可能とした。国際協力の形でロシア難民問題を他国政府、また国際連盟の負担で切り抜けるという姿勢である。クロンシュタット反乱の敗北で三月以来多くの難民が流入したフィンランド政府も、難民扶助負担の重さを同様に訴えている(25)五)。

このように戸惑いと消極的対応がみとれる中でチェコスロヴァキア政府の立場は、対応の積極性において際立っていた。外相ベネシユ名で出された回答は、国際共同行動の必要性を強調し、難民の雇用確保のため国家間移動を可能とする、すべての国家で有効性を持つパスポート・身分証明書システムを提案した。難民に関連するすべての法的・民事的問題に対応するために各国に共通な機構を国際連盟が各国政府に提案するべきだという考えである。また帰国措置は、現時点で不可能だが、国際連盟による難民の帰国希望調査、雇用確保のための能力・職業調査が提案された。こうした立場の根底にあるのはポリシェヴィキ政権への不信である。反ポリシェヴィキ系難民を保護する必要性は、「ソヴィエト政府がまったく正常でない仕方では樹立されたこと、その政府メンバーが…ロシア難民の大多数の感情だけでなく、文明世界の多数の感情にも対

立するという事実から生じている」のである。また国際連盟への強い期待も表明された。難民援助国際基金の設立を提案して報告は、次のように国際連盟の使命を強調している。「ロシア人難民問題の満足な解決は、人道的問題であるだけでなく、文明世界の未来にとつてもっとも重要である。なぜならわれわれの考えでは、近代文明は何よりも人々から他者に与えられる相互援助により成り立っており、この高貴な感情の明確な証明をもって人々が互いに与え合うときのみ、国際連盟の現実の確かな基盤が世界に存在していると真にいうことができるからである」(15) 1921Ⅶ・Ⅷ四九一・四九二)。

以上のように難民問題への各国の対応は、各々の財政状況及びソヴィエト政府との関係により違いがあったが、国際的対処と国際連盟の関与の必要では一致した。こうした意見が寄せられる中で国際赤十字委員会は、六月十五日の連盟理事会宛書簡で救援の重荷を減らすためには難民の帰国が重要で、そのためにソヴィエト・ロシアへ代表を派遣し、難民が祖国で「生存と安全」を保障されるかを確認するべきだと主張した。重要なのは、これを連盟事務総長の見解とした点で、ここからすると国際連盟と国際赤十字委員会の基本的な考えは、援助負担を軽減するために難民の帰国を推進することにあつたと考えられる。

こうした意見のある中で連盟理事会は、フランス代表ハノトの報告を受けた。

ハノトは、各国政府の求めていた難民高等弁務官の設置を提案した。職務は難民の法的地位の定義、難民の帰国または受け入れ可能な国への移送、非政府団体間の救援活動の調整の三点であつた。任命にあつて

は、弁務官は諸政府から支持を得られる権威と共にロシア難民に影響力を持つことが求められ、かつこれまでの政治的立場が考慮されねばならなかつた。報告で大きな比重を占めたのは、各国政府が過重を訴えてきた財政問題である。難民のうち児童、女性、病人についてはこれまで活動を行ってきた組織の「寛大さとイニシアティブ」に委ねられるが、それ以外の者は国際連盟の活動領域に入っており、彼らへの援助は各政府の「極めて重い負担」となっているので状況を改善せねばならないのである。このために関係各国に負担分担を求めるとともに旧ロシア政府在外資金の活用が提起された。チェコスロヴァキア政府の提案した連盟加盟国への拠出要請は、関心とつりあいの取れない負担をいくつかの国家に押し付けるとして斥けられた。(15) 1921Ⅸ七五五・七五八)。

この報告は、理事会で全会一致で採択され、次の四点が決議として承認された(15) 1921Ⅶ・Ⅷ四八五)。

- ① ロシア人難民問題の全般的解決を図る最良の方法として高等弁務官の任命。その責務は、政府、民間組織による行動の調整。
- ② 難民の政治的、法的、財政的問題の明確化。事務総長による難民問題に関わる民間組織の活動調整。事務総長の関係諸国との問題全般、ことに財政問題に関する協議。
- ③ ロシア人難民問題・関係政府協議会の開催。難民問題の最終的解決に責任を負う高等弁務官事務所の早期組織化。
- ④ もし必要であれば、次期理事会までに高等弁務官任命。必要ならその職員を任命。

こうして難民高等弁務官制度の導入が決まった。また当事者のロシア

人は、助言者となっても、弁務官には就任できないと決定された。ここ

までは難民組織が求めていた方向に合致していたといつてよい。しかし、こうした方向がとられる過程で国際赤十字委員会の報告にあるように解決には帰国事業が得策という雰囲気が強くなったので、難民の間には強制送還されるのではないかという危機感が強まることになった。ゼムストヴォ・都市自治体委員会ジュネーヴ代表を務めていたアストロフは、委員会総会で次のように報告している。難民は重荷であるとしてわれわれへの敵対が始まっており、国際赤十字委員会のアドルは、「問題解決の唯一の手段は帰国」であつて、「ロシア人はロシアに戻さねばならない」と述べている。赤十字同盟のクロード・ヒルも「ロシア難民問題はどこで終わるのか。ロシアへの帰国においてである」という立場をとっている。アストロフによれば、彼らの対応は、ロシアへの経済浸透を目論むイギリスの路線であつた。設置が決まった弁務官制度についても懸念が強かつた。難民問題を送還によつて解決しようとするものが就任すると、難民の意志に反して諸政府が帰国推進へ転換する可能性もあるからである。このために弁務官に影響を与える手段を確保することが必須とされた(⑰七二)。

こうしてロシア難民問題は、ヨーロッパ諸国に大きな負担を及ぼしながら、発足した国際連盟の関心と呼ぶことになった。ここには主権国家の集合体であるヨーロッパ国際関係の問題点が早々に表れていた。二百万人に及ぶ主権国家に属さず、地位不安定で援助を必要とする困窮者の存在は想定されていなかったからである。では、具体策検討が委ねられた関係政府協議会はどんな対応をとつたのだろうか。

「Ⅲ」難民問題への対応——二一年夏・秋

理事会で開催が決定された関係政府協議会は、八月、九月と二度にわたつて招集された。最初の八月二二・二四日の協議会の出席は十ヶ国で、出席しなかつたイギリスは後に覚書を提出した^⑱。出席した国際組織・団体は、国際労働機構、国際赤十字委員会、赤十字同盟、「セーヴ・チルドレン」基金の四組織である。難民組織は出席を認められず、意見書を提出した。意見書を送つたのは、ゼムストヴォ^⑳都市自治体委員会、アルメニア代表、「グルジア政府」代表の三組織である。連盟総会と並行して開催された九月一六・一九日の二度目の協議会には、ドイツが参加し、民間団体ではユダヤ植民協会、近東救援協会、米赤十字、YMC A組織ほか、政府組織では米救援局コンスタンチノープル支部が加わつた。ロシア人組織はやはり排除された。こうした構成は、協議会で政府代表から疑問が表明されると共に強制帰国への難民組織の懸念をさらに強めることになった。またロシアの飢餓状況が伝わり、ヨーロッパ諸国は救援活動にあたることに決し、チェコスロヴァキアの発意で八月十五日にロシア救援国際委員会が結成された。ロシア難民問題は、飢餓救援問題と並行することになったのである。

協議会の議論の第一は、六月理事会で問題となつた財政負担であつた。本国、アルジェリア、チュニスに二五万人の難民を在留させる一方で、コンスタンチノープルの支援活動も行つていたフランスは、コンスタンチノープルには二〇年秋以降に必要とされた一億五千万フランの殆どを支出し、なお毎月四百万フランの支出を迫られていると報告した。この

巨額負担からフランスは、難民組織に二一年以降の支援打ち切りを通告したが、ヴランゲリの反対で実行しえなかったのである。国境を接し、もつとも多くの難民が在留していたポーランドにはさらに難民が流入し続けていた。「ポーランド領域は毎日スイスの居住者と同じか、それ以上の難民によって侵入されている。ポーランドだけで多くの国に広がるこの不幸な人々の半数以上を助けている」状況であった。これに加えてポーランドは、自国民の「幾十万人」もの帰国準備も必要であった。したがって国際連盟がポーランドに在留する難民の悲惨を緩和することが求められた。「これを一国が行うことは公正とは思われない」からである(15) 1921 XI一〇二)。九月協議会ではギリシヤも同様の負担過重を訴え、ガリポリに在留する難民へポーランドに対して連盟が行っている防疫援助と同レベルの援助を求めた(26)八)。

第二に難民の存在は、国境線の安定、治安問題に関わっていた。もつとも長大な国境線で接する中国では、シベリアの状況が安定しないために敗走した白軍、避難民の流入が続いていて、五月にはイリ地方に八千名以上の白軍兵士が逃げ込む出来事が起こった。これを追跡してポリシェヴィキ派兵士が国境を侵犯したため中国軍が介入せざるをえなかった。中国代表は、地理的条件から今後も難民は増加すると報告した。また同じく国境を接するフィンランドも流入した難民の処遇に苦慮していた。一万九千名のロシア人と一万二千名のカレリア人、イングリヤ人難民を在留させていたが、財政負担だけでなく、公的機関、私企業による難民雇用がフィン人失業者を増大させるという不満を国内に生んだからである。さらに難民の「怠惰」が周辺住民に与える「退廃的影響」、監視

強化のための人員が必要となるほどにフィンランド政府「転覆」を扇動する難民労働者グループについての懸念も表明された(15) 1921 XI一〇〇九)。このように難民の存在は周辺各国にとって国民生活の広い分野に関する懸案となった。こうした状況から引き出されてくる方向性は、帰国か移住である。帰国は、先に見たように国際赤十字委員会、赤十字同盟といった中心的な国際民間組織の考えの根底にあり、六月の国際連盟理事会決議では「全般的解決」という表現に含意されていた。しかし、多くの政府代表は、財政負担と国内社会への多大な影響にも拘らず、帰国方針には賛同しなかった。それは、一つにはロシアの国内状況、殊に旱魃の影響で飢饉と食糧不足の状況が明らかになりつつあったからであり、また一つはやはりポリシェヴィキ政権の帰国難民への処遇が信じられないからであった。難民自身から帰国希望が表明されないだけでなく、帰国したカレリア人は投獄され、あるものは射殺された(フィンランド)。帰国を拒否するものは政治難民であり、自発的帰国のみを取り扱うが、ロシアの政治経済状況からは帰国希望者が意味ある比率になるかは疑問である(ポーランド)。難民を飢饉で苦しむ国に帰国させることでは問題は解決されえない(ブルガリア)。したがって問題の望ましい解決は、雇用が確保される国への移住ということになる。既にチェコスロヴァキアは積極的な難民受け入れを表明しており、ブルガリア、セルビア、クロアチア、スロヴェニア王国(ユーゴスラヴィア)も仏英からの要請を受けて移住者受け入れの方針であった。ポーランド代表はウクライナから流入したロシア系ユダヤ人について「その能力が活用せられる他国への移住」が必要と指摘した。このように移住推進が参加政府の多数意見

であった。そのために移住を可能とするような環境と制度の整備、各国政府発行の身分証明書、もしくはパスポートによって難民の在留地からの移動を可能とする制度作りが求められた(151921XI一〇六、一〇〇九、一〇二一、一〇二四)。

難民側も移住方針を具体化して提案した。提出されたゼムストヴォーロ都市自治体委員会の見解は、援助計画策定まで現在の援助を継続するよう要望しつつ、トラキア、アナトリア、ハンガリーへの移送と定住、バルト諸国での受け入れ打診、セルビアでの農業入植の可能性を検討するよう求めた。また資金問題については旧ロシア政府の在外資金活用を考えを支持した(151921XI一〇二五)。

以上のような議論を受けて関係政府協議会は、八月二四日に十一項目の決議を採択した。それは、次のような内容である。第一に難民の生活安定のための雇用が重要なので職業適性を含めた難民調査を行うこと。第二に難民が集中する諸国からの出国と他国での受け入れが必要なので難民が在留する諸国政府の発行する身分証明書を他国でも有効とする。また旧ロシア帝国在外公館の発行する身分証明書も有効と認めること。それ以外の諸国・諸地域に居住する難民に対しては高等弁務官の発行する身分証明書に有効性を持たせること。第三に厳格化される傾向のある移住規制の緩和を諸国に求めること。国際労働機関が雇用情報を収集し、高等弁務官を援助すること。また帰国希望と、帰国の可否についてロシアの現地調査を行うこと。この帰国は強制であってはならないこと。第四に知識人、児童、女性・少女について特別な保護措置をとること。第五に高等弁務官組織を整備し、難民支援資金について関係国に止

まらず、加盟国、さらに「文明世界のすべての国」に協力を求めること。旧ロシア政府の国外資産の活用を検討すること。第六に難民救援活動とロシア国内の飢饉救援活動を協調させること(151921X八九九・九〇二)。

この決議内容は、国際連盟主導による難民支援の方向が関係政府・組織間でも一応の合意を得たことを示している。しかし、負担軽減のために非加盟国を含んで「文明世界」諸国すべてに支援を呼びかけるという方針は、どれほどの実効性を持ちうるかははっきりしない。また旧ロシア資産の活用も、協議会ではいち早くソヴェト政府との関係樹立に動いていたイギリスから継承政府の資産であると疑問が呈されていて、同じく正式承認、国交樹立に動くとする諸国からの賛同が得られるかは明らかでない。しかし、他方でロシアの飢饉状況は、難民問題の即時的解決として帰国方針を進めることも困難とした。帰国方針は維持されるが、二次的となり、雇用確保と移住が優先方針となった。このために身分証明書、パスポートの発行とその有効性の確保が必要で、旧ロシア政府在外公館を含んだ暫定的な身分証明書交付も提案された。目を引くのは、難民弱者への保護措置である。「セーヴ・チルドレン」基金が児童の救援に向かうことが期待されていたが、特に女性・少女の保護の必要が指摘された。高等弁務官は、「ロシア女性難民の運命への特別な関心を喚起するために国際諸組織に女性と少女への道徳的物質的保護の緊急の訴えを行うべきだ」とされ、諸組織は難民婦女子に「安全地帯、家、家政、そのほかの特別な学校、避難所を提供し、保護と自立した生活のための準備を保障する」よう求められた(151921X八九九・九〇二)。

国際民間組織、関係政府の対処方針はこうした形で決まった。では国

際連盟はどう対応したのか。

連盟理事会は、九月初めの会合で次のように決議した(⑯「12」第一四会期一三)。

① 高等弁務官は、活動の策定において協議会の決議を注意深く考慮する。

② 協議会決議を連盟全加盟国に伝達する。各加盟国は、殊にパスポートに関わる提案を採用しうるかを検討する。

③ 協議会決議を連盟非加盟国にも通知する。

④ 高等弁務官の活動に必要とされる資金についての検討を財政委員会で行う。

このように連盟理事会は、協議会決議を履行し、パスポート発給制度の導入を図ることとし、さらに難民救援に連盟非加盟国の協力を求めることとした。この時までに打診を受けていた連盟ノルウェー代表フリョフ・ナンセンから高等弁務官職を受諾する旨の返答を得た。ナンセンは、ロシア救援国際委員会で飢餓救援活動を統括することも決まっていたので、以前から活動していた捕虜帰国事業を含め、ロシア関連の重要問題にすべて関係することになったのである。だが、この人選にはロシア難民には異論があった。ナンセンは、捕虜帰国、飢餓救援活動でソヴィエト政府と接触が緊密であるため移住ではなく、帰国方針に傾くのが懸念されたのである。ナンセンの補佐に就いたのが国際赤十字で難民のソヴィエト・ロシア帰国を主張するエドワルド・フリックであることもこの懸念を強めるものであった。

以上のようにロシア難民救援の方向性は定まったが、ここには国際連

盟、国際赤十字委員会の目論む問題解決と、当事者たる難民の希望、さらに関係諸政府の立場の違いが隠されていた。立場の違いが露呈したのは、九月の関係政府協議会においてであった。

それは、第一に国際機関と各政府のアプローチの違いである。高等弁務官代理に就いていたフリックは、協議会の進行を取り仕切り、高等弁務官の活動目的を「ロシア難民問題の最終解決であって、慈善的救済ではない」とする決議案を提出した。フリックによると、最も重要なのは、現在の慈善活動をできる限り早期に終わらせることであって、「最終的解決」のために「可能なすべての手段」を用いるべきなのである。この意図は、八月協議会が決議で否定していた難民の早期帰国であった。これを批判したユーゴスラヴィア代表のヨヴァノヴィチは、八月協議会の決議にあるように「最終的解決」は「強制送還」手段を除いてであるとし、ポーランド代表ペルロフスキも、なされている合意は「強制送還ではない」と発言した。この対立は、ナンセンが自分は「強制送還」論者ではないと発言して決着したが、救援組織・機関内にある相違を明らかにした。

第二にロシア難民当事者の決定への参加問題である。フリックが提出した決議案は、「外国民間組織」、「ロシア救援組織」との直接接触を高等弁務官の職務としていたが、九月協議会への参加を難民組織は拒まれていた。フリックは、ロシア組織を審議から外す意図はないが、公式組織と私的組織は区別されるべきである、なぜなら公式組織は資金を拠出しているのに対して、私的組織は財政責任を公式組織に委ねているからだと説明した。これに対してペロフスキは、当事者たるロシア組織は政府と同等の立場で招集されるべきだと主張し、外国民間組織とロシア民

間組織を合同する委員会設置を求める動議を提出した。この提案は、ユーゴスラヴィア、ギリシャ代表の賛同を得て採択された(26二、八)。

このように決定から難民を排除する意図が高等弁務官、国際連盟にはあった。同じ主張は、十一月初めの人道組織会議で繰り返され、フリックは、海外もヨーロッパ内も移住は期待できないとした後で、資金問題に関連して次のように述べた。「国際連盟は国家ではなく、政府の上立つ政府ではない。…もし国家が資金援助を望まない場合には連盟は何をなしうるのか。袋小路になる」。またパスポート問題にも連盟が関わることはできないとした。なぜなら「連盟は国家ではないので他者の主権を侵害することはできない」からである。「…最良の方法は、各国家が難民にパスポートを発行すること」である(17七九・九〇)。

このようにフリックの主張は八月、九月の関係政府協議会の方針を明らかに転換し、国際連盟の難民問題への積極的なイニシアティブを否定した。これは、民族問題は民族自決による国家形成で解決されるべきだという理念の直接的な表明である。問題の「最終解決」は、難民の帰国によって果たされるべきなのである。

帰国を最終解決とする高等弁務官側の立場は、難民組織には到底受け入れられるものではなかった。ゼムストヴォー都市自治体委員会総会におけるアストロフの報告は、憤りに満ちていた。アストロフは、国際赤十字は「なぜヨーロッパが祖国を捨てたロシア人を養わねばならないのか」という立場である。そうした考えを實行しなかった理由は飢餓であり、「飢饉こそが国際赤十字の計画遂行を妨害した」のである。アストロフの考えでは、ナンセンとフリックは難民組織が対立するソヴィエト

政府と協力しようとしているのである(17八九)。

こうしてロシア難民問題は、一九二二年秋、救援組織と難民事者の間に強い不信感を生むことになった。他方でソヴィエト政府は、十一月三日に恩赦令を発して、「ソヴィエト政府に忠誠を誓うもの」の帰国を認める一方で、翌年一月には「国外居住者の市民権剥奪」の法令を発した。これによると、五年間国外にあり、ソヴィエト当局の許可なく一九一七年十一月七日以降に出国した者で二二年六月一日までに在外ソヴィエト代表部からパスポートを取得しないものは市民権を失うことになった(19七六、23一〇)。ここに至り、無権利で不安定な状態の国外に留まるのか、それとも信頼のおけないポリシエヴィキ権力下の祖国に敢えて帰国するのか、ロシア難民は、厳しい選択に立たされることになったのである。

「結びにかえて」

その存在の認知から始まったロシア難民救援は、一九二二年秋に国際連盟・国際組織、各国政府、難民団体間に向性に関して強い不信を生み出すことになった。その不信は、国際連盟の基本原則から帰国により難民という厄介な存在を解消しようとする立場と、祖国の統治体制と相容れず外部に避難所を求めて国を捨てた個人の対立である。後者の主張は、信条・思想の選択を基本的権利として認めてきた近代社会原理に則っているともいえる。

対立は、この意味で近代国際社会の拠って立つ主権国家原理と、個

人の自由を基本的人権として承認する近代個人原理の対立ともいえる。だが、一九二一年秋の対立は、難民の強制帰国方針の採用までには到らなかった。食料不足、衛生環境の悪化、疫病の蔓延により悲惨な状況に陥ったコンスタンチノープルへの救援と各地への移住支援、同じく悲惨な状況であったロシア本国の飢餓への救援活動がその実行を許さなかったからである。

翌二二年三月ナンセンは、理事会に「ロシア救援活動とロシア難民問題」と題する報告を行った。これは、二二年二月以来の難民救援の中間報告である。そこではコンスタンチノープル救援は本来任務ではなかったが、米赤十字、各国政府、さらに各国首班へ援助、資金の拠出を訴え、破局を回避したと述べられている。またロシア国内で広がる疫病が隣接諸国の脅威になっており、その撲滅が図られているとある。難民を帰国させる状況ではなかったのである。しかし、ナンセンの目指す方向が難民の帰国にであったことは間違いない。「ヨーロッパに百五十万人の難民が存在することで生み出される問題の最終的で満足の解決法は、彼らの母国帰国以外には存在しえない」からである。この方向を目指しながら、難民の移住のためにパスポート問題の解決が進められ、この後いわゆる「ナンセン・パスポート」が制定されることになる(⑮1922IV三三八・三五一)。

他方で難民帰国もロシア国内が危機を脱した二二年秋から実施されるが、これはソヴェエト当局との関係で結局失敗に終わった。二二年の帰国者総数は一二万人余、それを含めた二一・三一年の帰国者は一八万人余とされるが、国際連盟とソヴェエト・ロシアの協定による帰国は、ソヴェエト赤十字要員のスパイ容疑で帰国事業が停止するまでの約十ヶ月

で僅か六千名に過ぎず、多くの難民は結局、ロシア外に残留することになったのである(⑬二八三、⑳一六・二四)。したがって在留する社会における難民の少数者としてのあり方、彼らの権利保障、適応・同化といった問題は、最終的な苦難を個人々々が負いながらこの後も続くことになった。この過程、特にパスポート制度の導入、新独立国家における少数者問題の顕在化は、本稿に続く時期であるが、別稿を用意することにしたい。

註

- (1) 難民流出に近い時期にソ連で出版された『ソヴェエト大百科事典』第一版は、一九一七年以降の出国者数を二百万人とした(⑳二二六)。ラエフは、シンプソンの示した非同化難民数を用いており(⑪二〇二)、諫早もこれに依拠している(②九九)。脱稿間近に国際連盟に関する概説書が刊行されたが、同書の第四回連盟総会ナンセン報告によるロシア難民数の言及は、不正確である(④一二四)。
- (2) 二〇年春に国際連盟理事会は、内戦下のソヴェエト・ロシアへ混乱調査のため委員会を派遣すると決議した。しかし、事実上ソヴェエト政権に受け入れを拒否されていた(⑯1920VII・VIII付属文書六三)。
- (3) 難民の地位、居住の不安定さについては、⑧の文献が述べている。近代以降のパスポート制度の整備と国民管理については⑤を参照せよ。
- (4) 国際組織は、国際赤十字委員会、赤十字同盟、「セーヴ・チルドレン」国際基金。主権国家は、仏、独、ベルギー、南アフリカ、スペイン、チエコスロヴァキア、英、スイス、ポランド、デンマーク、フィンランド、ルーマニア、スウェーデン。難民組織・個人は、ゼムストヴォル都市自治体委員会、ロシア商業同盟、ウクライナ委員会、ウクライナ・ユダヤ難民協議会、ロシア外交団、ヴランゲリ、リヴォフ、ロシア協議会である。
- (5) ロシア在外資金の活用は、ウクライナ委員会の送付した回答に含まれていた

(25十一)。

(6) 出席国は、ブルガリア、中国、フィンランド、仏、ポーランド、ルーマニア、チエコスロヴァキア、セルビア、クロアチア、スロヴェニア王国、ギリシャ、スイスである。

(7) 本文に挙げた以外の出席団体・組織は、ヨーロッパ学生救援・世界キリスト教徒連合、「セーヴ・チルドレン」基金、児童国際基金、アルメニア難民支援組織、ロンドン基金、米難民基金。ほかに公式機関として国際労働機構である。

参考文献

- ① ハナ・アーレント『全体主義の起源 2 帝国主義』（大島通義・大島かおり訳）みすず書房、一九七二年。
- ② 諫早勇一「同化と共生―中東欧諸国における亡命ロシア文化序説」『言語文化』第九巻二号、二〇〇六年。
- ③ 梶川伸一『ボリシェヴィキ権力とロシア農民』ミネルヴァ書房、一九九八年。
- ④ 篠原初枝『国際連盟・世界平和への夢と挫折』中公新書、二〇一〇年。
- ⑤ ショーン・トービー『パスポートの發明・監視・シテイズンシップ・国家』（藤井隆男監訳）法政大学出版局、二〇〇八年。
- ⑥ 高尾千津子『ソ連農業集団化の原点・ソヴェト体制とアメリカユタヤ人』彩流社、二〇〇六年。
- ⑦ 原暉之『ソ連出兵・革命と干渉 一九一七・一九二二』筑摩書房、一九八九年。
- ⑧ Louis. W. Holtorp, *The Legal Status of Political Refugees, 1920-1938*, *The American Journal of International Law*, vol.32, No.4, Oct., 1938.
- ⑨ C.A.Macartney, *National States and National Minorities*, London, Oxford University Press, 1934.
- ⑩ Evan Mawdsley, *The Russian Civil War*, Boston, Allen & Unwin, 1987.
- ⑪ Mark Raetz, *Russia Abroad: A Cultural History of the Russian Emigration 1919-1939*, New York, Oxford UP, 1990.
- ⑫ Claudena Skran, *Refugees in Inter-war Europe*, Oxford, Clarendon Press, 1995.
- ⑬ Claudena Skran, *Profiles of The first Two High Commissioners, Journal of Refugee Studies*, Vol.1, No. 3/4, 1988, pp.277-296.
- ⑭ Sir John Hope Simpson, *The Refugee Problem: Report of a Survey*, London, Oxford University Press, 1939.
- ⑮ League of Nations, *Official Journal*.
- ⑯ League of Nations, *Official Journal, Minutes of the Council*.
- ⑰ З.С.Вочарова, *Сост. Русские беженцы: Проблемы расселения, возвращения на Родину, урегулирования правового положения (1920-1930-е годы): Сборник документов и материалов*, М., РОССПЭН, 2004.
- ⑱ З.С.Вочарова. «... не принявший иного поддательства». *Проблемы социально-правовой адаптации российской эмиграции в 1920-1930-е годы*, М., n.d.
- ⑲ С. Николаев. *О правовом положении русских беженцев и о мерах к его улучшению. Русский экономический сборник*. Т. 12, 1928.
- ⑳ Ю.А.Поляков. *Ответственный редактор. Население России в XX веке. Исторические очерки*. Т.1, 1900-1939 гг. М., РОССПЭН, 2000.
- ㉑ Г.Я.Тарле. *История российской зарубежья: термины: принципы периодизации*. В книге: *Под общей редакцией академика Е.П.Чельшова и профессора Д.М.Шаховского. Культурное население российской эмиграции 1917-1940*. Книга первая, М., 1994.
- ㉒ *Волгленгерь, Российского Земско-Городского Комитета помощи российским гражданам за границей*. №5-6, 1921.
- ㉓ *Волгленгерь Российского Земско-Городского Комитета помощи российским гражданам за границей*. №9-10, n.d.
- ㉔ *Большая энциклопедия. Революция и гражданская война в 4-х томах*. Т.4, М., 2008.
- ㉕ League of Nations Archive. R1713/45/13375, *Russian Refugees, Further communications, completing Council document*. No. C126, M.72, 1921, VII.
- ㉖ League of Nations Archive. *Compendium on Russian Refugees, held on Sep. 16-19, 1921*, С.Р.К., Second session, Geneva, 1921.
- ㉗ Государственный архив Российской Федерации. Ф. Р-5764. Оп.1.Д.141. *Центральная Комиссия изучения положения русских беженцев*, Париж.

表1 シンプソンによるロシア難民数

	アメリカ赤十字 20年11月1日	ボプリンスキー事務所 21年1月1日	イジュモフ 22年1月1日	
			150,000	180,000
ポーランド	1,000,000	400,000	150,000	180,000
ドイツ	560,000	300,000	230,000	250,000
フランス	175,000	65,000	60,000	68,000
オーストリア	50,000	5,000	3,000	4,000
トルコ	50,000	65,000	30,000	35,000
フィンランド	25,000	25,000	31,000	32,500
イタリア	20,000	15,000	8,000	10,000
ユーゴスラヴィア	20,000	50,000	0	33,500
エストニア	17,000	20,000	14,000	16,000
ブルガリア	12,000	12,000	30,000	32,000
英国	15,000	15,000	8,000	10,000
ハンガリー	5,000	5,000	3,000	4,000
エジプト	4,000	0	1,000	1,500
レムノス	3,500	0	0	0
ギリシャ	2,500	4,000	3,000	3,200
キプロス	1,500	0	600	700
チェコスロヴァキア	1,000	5,000	5,000	6,000
スウェーデン	1,000	0	1,000	1,500 ノルウェーとの合算
ノルウェー	1,000	0	0	0
ラトヴィア	0	15,000	16,000	17,000
ルーマニア	0	8,000	35,000	40,000
スイス	0	4,000	2,000	3,000
チュニス	0	7,000	5,000	5,500
コルシア	0	0	0	1,800
計	1,963,500	1,020,000	635,600	755,200

Sir John Hope Simpson, *The Refugee Problem: Report of a Survey*, London, Oxford University Press, 1939, P.82.

*⑮は、本文中で次のように示すことにする。
例 League of Nations, *Official Journal*, March-April, 1921, pp221-229.
↓ ⑮1921Ⅲ・Ⅳ二二一・二二九

*⑯は、理事会会議録であるので本文中で会期名もしくは発行月と付属文書番号を示すことにする。

例1 League of Nations, *Official Journal*, Minutes of Council, Fourteenth Session, 1921 p.13. or Annex 103.
↓ ⑯1921Ⅰ四会期一三または 付属文書一〇三

例2 League of Nations, *Official Journal*, Minutes of Council, March 1920, Annex 3.
↓ ⑯1920Ⅲ付属文書三。

表2 国際連盟第6回総会資料によるロシア人、アルメニア人難民数

国名・地域名	パスポート制度導入時期		難民総数		身分証明書交付者数	
	ロシア人	アルメニア人	ロシア人	アルメニア人	ロシア人	アルメニア人
アルゼンチン	1926/3/8					
アルバニア	1923/3/21	1924/8/30				
イタリア	1922/12/15	1924/9/4				
インド	1925/4/16	1924/8/7				
ウルグアイ	1924/8/22	1925/4/30				
英国	1922/9/7	1924/8/26	40(キプロス)			
エストニア	1922/7/17	1924/8/13	19,000		17,209	
オーストラリア	1923/6/6					
オーストリア	1922/12/20	1923/9/2	2,565	250,270	1,030	
オランダ	1925/1/1					
ガテマラ	1922/12/12					
ギリシャ	1922/9/15	1924/10/8		45,000		
ザール	1926/4/1	1925/1/5				
スイス	1922/10/17	1925/1/1	2,268	200,250	900	
スウェーデン	1924/5/1	1926/1/1	1,000			
スペイン	1922/8/4					
タイ	1922/10/17	1924/9/24				
ダンツイヒ	1924/8/1	1925/1/31				
チェコスロヴァキア	1922/12/11	1924/8/30	30,000	200	30,000	200
中国	1923/10/29		76,000			
チリ	1923/7/9					
デンマーク	1923/8/1	1925/1/31	300		286	
ドイツ	1922/12/25		400,000			
トルコ	1924/1/29		5,000	5,000	51	
日本	1923/6/25	1925/6/1				
ニュージーランド	1923/10/19	1924/8/22				
ノルウェー	1922/10/31	1924/9/24				
ハンガリー	1922/8/31	1925/8/20	5,294	15	3,011	
フィンランド	1922/8/11		14,314		800	
ブラジル	1925/12/2	1925/12/2				
フランス	1922/9/4	1924/8/28	400,000			
ブルガリア	1922/10/29	1924/6/23	28,340	20,000	6,500(1923-25)	
米国	1925/8/5	1924/8/5				
ベルギー	1925/6/16	1925/6/16				
ポーランド	1923/8/10		68,300	1,000	1,600(1925)	
ポリヴィア	1922/9/28					
ポルトガル	1923/7/30	1926/2/4				
南アフリカ	1922/10/13	1924/10/15				
メキシコ	1923/6/5					
ユーゴスラヴィア	1922/12/18	1924/9/9	38,000		37,500	
ラトヴィア	1922/9/18	1924/9/1	33,544		33,544	
リトアニア	1923/1/12	1925/6/22	7,644			
ルーマニア	1922/9/29	1925/4/11				
ルクセンブルグ	1923/3/9					
総数			1,131,609	521,735	132,431	200

※アルメニア人にはロシア帝国、トルコ帝国からの難民を含むと考えられる。

典拠：GARF.Ф-P5764.Объединение Российских земских и городских деятелей в чехословацкой республике(Пражской Земгор). Оп.1.Д.1. Меморандум по беженским вопросам, представленный Нансеном Ф. Междуправительственной конференции и сведения о количестве русских эмигрантов в разных странах. Л.49-51.

表3 ポリャコフによるロシア難民数

単位 千人

	1920年まで	1921年半ば	1923年	1925年
フランス	175	250	400	400
ドイツ	560	600	400	250
ポーランド	650	200	125	90
トルコ	225	100	10	3
ブルガリア	40	50	50	26
ユーゴスラヴィア	20	70	50	35
イタリア	20	15	15	1
チェコスロヴァキア	10	15	50	30
ルーマニア	10	55	10	10
ハンガリー	5	5	5	5
フィンランド	25	50	50	18
エストニア	20	40	20	17
ラトヴィア	12	15	30	40
リトアニア	70	50	5	10
イギリス	15	15	15	3
ベルギー	10	10	10	10
オーストリア	50	5	5	2.5
ギリシャ	3.5	10	1	1
中国	70	100	150	76
計	1990.5	1655	1401	1027.5

ポリャコフ『20世紀のロシア住民』第6章「ロシア人亡命者」

典拠：Ю.А.Поляков. Ответственный редактор. *Население России в XX веке.*

Исторические очерки. Т.1, 1900-1939 гг. М.,РОССПЭН,2000, с.141-142.